

一般社団法人青森県建築士会

二級建築士及び木造建築士登録等事務取扱要領

一般社団法人青森県建築士会

青森県二級建築士及び木造建築士登録等事務規程（以下、「規程」という。）に定める、一般社団法人青森県建築士会二級建築士及び木造建築士登録等事務取扱要領（以下、「要領」という。）は、次のとおりとする。

第 1 条 この要領は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下、「法」という。）の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項を定めた、規程に基づき適格かつ公正に実施するために定めるものとする。

第 2 条 登録申請（法第 4 条、県細則第 1 条）

1. 提出書類

二級建築士又は木造建築士試験に合格した免許登録申請者から提出された申請書類について、合格通知書、二級建築士又は木造建築士合格者名簿と照合し、原本及び添付書類の確認を行う。申請書は本人が持参するものとする。

1) 法令提出書類

- ①二級建築士・木造建築士免許申請書（県細則第 1 号様式）※ 1
- ②二級建築士・木造建築士住所等の届出（県細則第 5 号様式）
- ③本籍の記載のある住民票の写し（原本）（6 ヶ月以内のもの）※ 2
個人番号（マイナンバー）及び住民票コードが記載されていないもの
- ④登録手数料（金融機関振込納入）

※ 1 令和元年までに建築士試験に合格した者は従前の第 1 号様式を使用する
令和 2 年の建築士試験に合格した者から令和 2 年 3 月 1 日改定の第 1 号様式を使用する

※ 2 外国籍の者の場合は、住所地の市町村で発行する国籍の記載のある住民票の写し（原本）

2) 提出に必要な付属書類

- ①建築士試験合格通知書の写し
- ②本人であることが確認できる公的証明書の提示（写真が貼付された運転免許証や旅券や健康保険証等）
- ③写真 2 枚（無帽・無背景・正面上 3 分身を写したもので本人確認ができる写真（縦 4.5 cm、横 3.5 cm（パスポート写真サイズ）で申請前 6 ヶ月以内に撮影したもの）
- ④令和 2 年の建築士試験に合格した者から、免許登録資格の別により「実務経歴書」及び「実務経歴証明書」
- ⑤令和 2 年の建築士試験に合格した者から「科目を修めて卒業したことがわか

る書類（指定科目修得単位証明書兼卒業証明書等）」

なお、令和2年の建築士試験受験申込時に提出した「科目を修めて卒業したことがわかる書類」が免許申請時に同様の場合は添付不要

⑥告示等に基づく学歴等区分の届出書（兼 振替払込受付証明書貼付様式）

※受付時に交付案内書を発行し、通知（葉書等）にて交付通知をする。

※申請書類の訂正には捺印が必要。

2. 登録の実施

申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格があると認めるときは、それぞれ法第5条の第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下、「名簿」という。）

に登録して、申請者に二級建築士「免許証明書」又は木造建築士「免許証明書」

（以下、「免許証明書」という。）を交付する。但し、その資格がないと認めた場合には、理由をつけて申請者に登録申請手数料及び免許申請書を返却する。

第3条 登録事項変更（県細則第4条）※書換え交付の申請含む

1. 提出書類

二級建築士又は木造建築士の登録事項のうち氏名、生年月日又は性別に変更が生じた時、30日以内に申請者から提出された変更届書類について、原本及び添付書類の確認を行う。

申請者は原則的に本人が30日以内に持参するものとする。

1) 法令提出書類

①二級建築士・木造建築士登録事項変更届・書換え交付申請書（県要領第1号様式を準用）

②二級建築士・木造建築士住所等の届出（県細則第5号様式）

③二級建築士又は木造建築士免許証（免許証明書）原本及び写し※1

④本籍の記載のある住民票の写し（原本）（6ヶ月以内のもの）※2

個人番号（マイナンバー）及び住民票コードが記載されていないもの

⑤登録手数料（金融機関振込納入）※1

※1 性別のみの変更の場合は除く

※2 外国籍の者の場合は、住所地の市町村で発行する国籍の記載のある住民票の写し（原本）

2) 提出に必要な付属書類

①本人であることが確認できる公的証明書の提示（写真が貼付された運転免許証や旅券や健康保険証等）

②写真2枚（無帽・無背景・正面上3分身を写したもので本人確認ができる写真（縦4.5cm、横3.5cm(パスポート写真サイズ)で申請前6ヶ月以内に撮影したもの）※3

※3 性別のみの変更の場合は除く

※受付時に交付案内書を発行し、通知（葉書等）にて交付通知をする。

※申請書類の訂正には捺印が必要。

2. 登録の実施

登録事項変更の届け出があった場合は、それぞれ「名簿」の登録内容と照合・確認して変更処理を行い、性別のみの変更の場合を除き、申請者に「免許証明書」

を交付する。但し、その資格がないと認めた場合には、理由をつけて申請者に登録申請手数料及び免許申請書を返却する。

第 4 条 再交付申請（県細則第 6 条 1 項）

1. 提出種類

二級建築士又は木造建築士免許証を汚損又は紛失した場合には、遅滞なく提出された再交付申請書類について、原本及び添付書類の確認を行う。

申請書は原則的に本人が持参するものとする。

1) 法令提出書類

①二級建築士・木造建築士免許証明書再交付申請書（県要領第 2 号様式を準用）

②二級建築士・木造建築士住所等の届出（県細則第 5 号様式）

③二級建築士又は木造建築士免許証（免許証明書）原本及び写し（汚損の場合）

④市町村長の発行する身分証明書（6 ヶ月以内のもの）※ 1

⑤登録手数料（金融機関振込納入）

※ 1 外国籍の者の場合は、住所地の市町村で発行する国籍の記載のある住民票の写し（原本）

2) 提出に必要な付属書類

①本人であることが確認できる公的証明書の提示（写真が貼付された運転免許証や旅券や健康保険証等）

②写真 2 枚（無帽・無背景・正面上 3 分身を写したもので本人確認ができる写真（縦 4.5 cm、横 3.5 cm（パスポート写真サイズ）で申請前 6 ヶ月以内に撮影したもの）

※受付時に交付案内書を発行し、通知（葉書等）にて交付通知をする。

※申請書類の訂正には捺印が必要。

3) 事項変更を同時に申請する場合は、上記の書類に加え、登録の変更等に関わる次の書類が必要。

①二級建築士・木造建築士免許証明書書換え交付申請書

※写真については、上記 2) の②の記載にかかわらず、3 枚とする。

2. 登録の実施

再交付申請の届け出があった場合は、それぞれ「名簿」の登録内容と照合・確認して変更処理を行い、申請者に「免許証明書」を交付する。但し、その資格がないと認めた場合には、理由をつけて申請者に登録申請手数料及び免許再交付申請書を返却する。

第 5 条 住所等の変更の届出（法第 5 条の 2 第 2 項）

1. 提出書類

二級建築士又は木造建築士住所等の届出が郵送又は持参された場合には、届出内容の確認を行う。

1) 法令提出書類

①二級建築士・木造建築士住所等の届出（県細則第 5 号様式）

2. 登録の実施

住所等の届け出があった場合は、それぞれ「名簿」の登録内容と照合・確認して変更処理を行うものとする。

第 6 条 建築士死亡届（法 8 条の 2 第 1 号）

1. 提出書類

二級建築士又は木造建築士の建築士死亡届の届出が、郵送又は持参された場合には、提出された建築士死亡届書類について、原本及び添付書類の確認を行う。

1) 法令提出書類

- ①二級建築士・木造建築士建築士死亡届（県要領第3号様式）
- ②二級建築士又は木造建築士免許証（免許証明書）原本
- ③戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書（6ヶ月以内のもの）※1
建築士の死亡及び建築士と届出者の続柄が分かるもの

※1 外国籍の者の場合は、住所地の市町村で発行する国籍の記載のある住民票の写し（原本）

2. 登録の実施

建築士死亡届の届け出があった場合は、それぞれ「名簿」の登録内容と照合・確認し、青森県へ進達する。その後に青森県より取消しの通知があった後に登録の抹消処理を行うものとする。

第7条 建築士の業務を適正に行うことができない旨の届出（法8条の2第3号、県細則7条第2項）

1. 提出書類

二級建築士又は木造建築士の建築士の業務を適正に行うことができない旨の届出が、郵送または持参された場合には、提出された建築士の業務を適正に行うことができない旨の届出について、原本および添付書類の確認を行う。

届出書は本人又はその法定代理人若しくは同居の親族とする。

1) 法令提出書類

- ①二級建築士・木造建築士建築士の業務を適正に行うことができない旨の届出書（県要領第5号様式）
- ②病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書

2. 登録の実施

建築士の業務を適正に行うことができない旨の届出があった場合は、それぞれ「名簿」の登録内容と照合・確認し、青森県へ進達する。その後に青森県より通知があった後に登録の抹消処理を行うものとする。

第8条 建築士免許取消届（法7条第2号第3号、県細則第7条1項）

1. 提出書類

二級建築士又は木造建築士の建築士免許取消届の届出が、郵送又は持参された場合には、提出された建築士免許取消届書類について、原本及び添付書類の確認を行う。

1) 法令提出書類

- ①二級建築士・木造建築士建築士免許取消届出書（県要領第4号様式）
- ②二級建築士又は木造建築士免許証（免許証明書）原本

2. 登録の実施

建築士免許取消届の届け出があった場合は、それぞれ「名簿」の登録内容と照合・確認し、青森県へ進達する。その後に青森県より取消しの通知があった後に登録の抹消処理を行うものとする。

第 9 条 建築士免許取消申請（法 9 条第 1 項第 1 号、県細則第 7 条第 3 項）

1. 提出書類

二級建築士又は木造建築士の建築士免許取消申請の届出が、提出された建築士免許取消申請について、原本及び添付書類の確認を行う。

申請書は原則的に本人が持参するものとする。

1) 法令提出書類

①二級建築士・木造建築士建築士免許取消申請書（県要領第 6 号様式）

②二級建築士又は木造建築士免許証（免許証明書）原本

③本籍の記載のある住民票の写し（原本）（6ヶ月以内のもの）※1

個人番号（マイナンバー）及び住民票コードが記載されていないもの

※1 外国籍の者の場合は、住所地の市町村で発行する国籍の記載のある住民票の写し（原本）

2. 登録の実施

建築士免許取消申請の届け出があった場合は、それぞれ「名簿」の登録内容と照合・確認し、青森県へ進達する。その後に青森県より取消しの通知があった後に登録の抹消処理を行うものとする。

第 10 条 建築士失踪届（県細則第 7 条 4 項）

1. 提出書類

二級建築士又は木造建築士の建築士失踪届の届出が、郵送又は持参された場合には、提出された建築士失踪届書類について、原本及び添付書類の確認を行う。

1) 法令提出書類

①二級建築士・木造建築士建築士失踪届（県要領第 7 号様式）

②二級建築士又は木造建築士免許証（免許証明書）原本

③戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書（6ヶ月以内のもの）※1

建築士の失踪及び建築士と届出者の続柄が分かるもの

※1 外国籍の者の場合は、住所地の市町村で発行する国籍の記載のある住民票の写し（原本）

2. 登録の実施

建築士免許取消届の届け出があった場合は、それぞれ「名簿」の登録内容と照合・確認し、青森県へ進達する。その後に青森県より届出受理の書類交付があった後に登録の抹消処理を行うものとする。

第 11 条 免許証明書の交付等の二級建築士及び木造建築士登録等事務は、規程第 3 条第 2 項に定める時間内に、規程第 4 条に定める事務所で行う。但し、免許証明書の交付について、郵送を希望する者には、別途送付手数料を徴収し送付することができる。

第 12 条 処分及びこれらを受けた年月日の記録登録

青森県知事より二級建築士又は木造建築士免許の取消し等の処分の通知を受けた場合は、遅滞なくそれぞれ「名簿」に記録する。

第 13 条 講習修了者の記録

二級建築士又は木造建築士の以下の講習修了者名簿を青森県知事より交付された場合は、遅滞なくそれぞれ「名簿」に受講講習機関名、修了証の交付年月日及び修了番号を記録する。

第14条 登録等事務の標準的処理期間

- | | |
|------------------------|--------|
| 1) 新規登録申請による「免許証明書」の発行 | 受理後90日 |
| 2) 事項変更申請による「免許証明書」の発行 | 受理後60日 |
| 3) 再交付申請による「免許証明書」の発行 | 受理後60日 |

第15条 建築士名簿の閲覧事務の実施方法

1. 法第6条による建築士名簿の閲覧事務は次により行うこととし、一般の者から建築士名簿の閲覧を求められた場合は、閲覧申請により閲覧簿に記入の上、当該閲覧対象者を本会職員が「建築士データベース」より検索し、該当者の名簿情報を謄写したものを示すことにより行うものとする。
- 2 前項の規定により閲覧に供された登録事項を謄写した書面の交付を希望する者（登録されている者に限る。）がいる場合は、手数料を徴収し、これを（登録証明書（二級建築士又は木造建築士名簿に記載のあることの証明書とする。））発行することができるものとする。
- 3 第1項に規定する閲覧事務は、「規程」第3条に定める日時により実施するものとする。
- 4 本会は、建築士名簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者が建築士名簿及びこれに関する書面等（但し、第2項により自ら発行を受けた書面を除く。）を閲覧所以外に持ち出してはならず、複写機による転写又はカメラ等による撮影をしてはならない。
- 5 本会は、建築士名簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号の何れかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。
 - ①他の建築士名簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - ②この「要領」又は「規程」に違反し、本会職員の指示に従わないとき。
 - ③建築士名簿及びこれに関する書面等を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるとき。

第16条 徴収する手数料等

1. 法に基づく登録事務

- | | |
|------------------------------------|---------|
| 1) 新規登録申請による「免許証明書」の発行 | |
| ①令和元年までに建築士試験に合格した者 | 19,300円 |
| ②令和2年以降に建築士試験に合格した者 | 24,400円 |
| 2) 書換え交付申請による「免許証明書」の発行 | 5,900円 |
| 3) 再交付申請による「免許証明書」の発行 | 5,900円 |
| 4) 住所等の変更届の登録変更 | 無料 |
| 5) 死亡届けによる登録の抹消 | 無料 |
| 6) 建築士の業務を適正に行うことができない旨の届けによる登録の抹消 | 無料 |
| 7) 建築士免許取消届による登録の抹消 | 無料 |

8) 建築士免許取消申請による登録の抹消	無料
9) 建築士失踪届による登録の抹消	無料
10) 登録証明書の発行	450円

第17条 登録情報の電算化

登録等事務は、一般財団法人建築行政情報センターの「建築行政共用データベースシステム」を活用し行う。

第18条 申請書類及び登録簿等の保管及び保存

1. 申請書類は、手続き中は審査のために特に必要のある場合を除き事務所内に保管するものとし、審査終了後は施錠できる室又はロッカー等に保管することとする。
2. 帳簿及び名簿の保存は、确实、かつ秘密の漏れることのない方法で行う。
3. 前項の保存は、帳簿及び名簿等への記載事項が電子計算に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROM、その他これらに準ずる方法により一定の事項を确实に記録しておくことができる物に記録され、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもってファイル又は磁気ディスク等の保存にて行う。
4. 申請書類等登録事務に関する書類の破棄は、復元することのできない方法により行う。

第19条 申請書類等の保存期間は、次のとおりとする。

1. 申請書類 3年
2. 名簿 二級建築士等登録事務の全部を廃止するまで
3. 帳簿 //
4. その他の書類 1年

第20条 申請書類等の保存方法は、次のとおりとする。

前条の保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識できない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて直ちに表示することができるようにして行うことができる。

第21条 登録等事務の実施結果報告

1. 当該四半期における各月の二級建築士又は木造建築士の人数並びに登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消件数を青森県知事に提出する。
2. 報告書等の提出については、当該報告書類等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行う。
 - 1) 登録等事務は一般財団法人建築行政情報センターの「建築行政共用データベース」を活用して実施する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、青森県知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する。
 - 2) 磁気ディスクをもってファイルに情報が記録されたものを使用し記録する。

(附則)

1. この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2. この要領に記載のある団体名を、公益法人制度改革による法改正により、社団法人を一般社団法人へ、また財団法人を一般財団法人へ変更し、平成25年4月1日より施行する。
3. 令和元年7月3日に公布された青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部改正により、条例施行日の令和元年10月1日より要領第16条に定める徴収する手数料等の額を改定する。
4. 令和元年12月1日に施行される「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和元年国土交通省令第34号）」に伴い、この要領を令和元年12月1日より施行する。
5. 令和2年2月28日に公布された青森県建築士法施行細則の一部改正により、施行日の令和2年3月1日より、要領第2条から第5条に定める提出書類及び第16条に定める徴収手数料等の額を改定する。